

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	障がい福祉課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 13 年 5 月 23 日		
<b>処 分 基 準</b> 障害者福祉センターの使用の許可の取消し等は、条例第 12 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 12 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 12 条第 4 号に該当する場合は、障害者福祉センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項		
担 当 課	障がい福祉課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 13 年 5 月 23 日		
<b>処 分 基 準</b> 障害者福祉センターの行為の中止命令等は、条例第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号のいずれかに掲げる行為にあっては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる行為にあっては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認められたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあっては、障害者福祉センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日			